

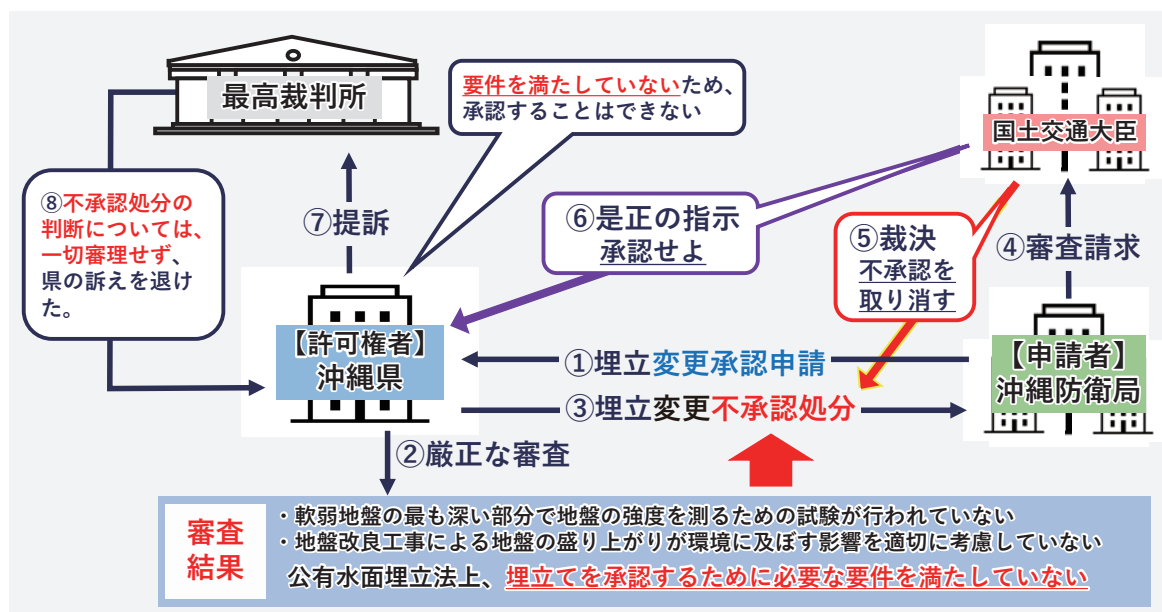
Q26 県は辺野古移設に反対するために裁判をしたのではないですか。

A これまで、沖縄県と国の間で 14 件の訴訟がなされていますが、いずれも、県が公有水面埋立法やその他の関係法令に基づいて厳正に判断した「処分」に対する、国の関与や裁決の適法性などについて、司法による判断を求めるために提訴又は応訴したものであり、県として必要な対応でした。

例えば、大浦湾において地盤改良工事が必要となったことで令和2年(2020年)に沖縄防衛局が行った「埋立変更承認申請」(図中①)については、県は、厳正に審査を行い、大浦湾の軟弱地盤の最深部において力学的試験がされていないことや、地盤改良工事に伴って海底が最大で14メートル盛り上がるのが環境に及ぼす影響について適切な情報収集に基づいた予測が行われていないこと等の理由から、埋立てに必要な公有水面埋立法上の要件を満たしていないと判断し(同②)、不承認処分としました(同③)。

そして、不承認処分を受けた国の機関である沖縄防衛局が、同じ国の機関の長である国土交通大臣に対して、「県の不承認処分を取り消してくれ」と審査請求を行った(同④)ところ、国土交通大臣が県の不承認処分を取り消す裁決をし(同⑤)、さらに県に対し「承認せよ」という是正の指示を行った(同⑥)ことから、県は、裁決と是正の指示という国の関与の適法性を問うために訴訟を提起しました(同⑦)。

残念ながら、この一連の訴訟において県は敗訴しましたが、いずれの訴訟も「辺野古移設に反対するため」の訴訟ではありません。



【QRコード】



辺野古埋立てに係る国との裁判などの資料はこちらから確認することができます。

Q27 最高裁判所の判決で沖縄県は敗訴したので、新基地の建設に対して反対はできないのではないのでしょうか。

A 辺野古の埋立工事に関する一連の訴訟においては、県が公有水面埋立法やその他の関係法令に基づいて厳正に判断した処分に対する、国の「関与」や判決の適法性などが争われたのであり(Q26参照)、「辺野古新基地を建設すべきか」が争われたものではありません。

そのため、一連の訴訟に敗訴したからといって辺野古新基地に反対してはならない、というわけではありません。

また、一連の訴訟のうち、沖縄防衛局の埋立変更承認申請に対する不承認処分に関する訴訟においては、県は、法律上埋立てに必要な要件を満たしていない以上、承認はできないはずであり、国が県の不承認処分を覆し、沖縄防衛局の申請を承認せよと指示したことは違法であること等を訴えてきました。

しかし、最高裁は、法律の仕組みに関する解釈で県の訴えを退け、(Q26参照)軟弱地盤の最深部において力学的試験がされていないこと等、県が「要件を満たしていない」と判断した理由については一切審理していないことから、県としては今も、不承認の判断の中身は正当であったと考えています。

県としては、沖縄の過重な基地負担や基地負担の格差が存在し(Q4参照)、辺野古移設に反対する県民の民意が繰り返し示されている(Q22参照)ことから、県民の願いである普天間飛行場の一日も早い危険性の除去と早期閉鎖・返還を日米両政府に求めるとともに、辺野古新基地建設の断念と対話による解決を求める姿勢を堅持します。

【QRコード】



ゼロからわかる「普天間」「辺野古」(番外編)
辺野古の裁判について



普天間飛行場移設問題や辺野古新基地建設問題等をわかりやすく解説した動画シリーズ(全8話)です。